

大阪市の児童虐待防止体制 に係る事業や取組について ～現状～

大阪市の児童虐待防止体制に係る事業や取組①

区・関係各局が連携して実施する取組みによりすべての子育て家庭を支援

こども青少年局

- ・オレンジリボン啓発活動
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・エンゼルサポーター等養育支援訪問事業
- ・こども相談センターでの相談業務

市民局

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV対策

区役所

- ・こども家庭相談
- ・DV相談(市民局)
- ・区要保護児童対策地域協議会調整機関
- ・生活困窮者自立支援事業(福祉局)
- ・施策別相談支援業務(福祉局)
- ・小児慢性特定疾病児等への相談業務(健康局)
- ・精神障がい者への相談業務(健康局)
- ・オレンジリボン啓発活動(こども青少年局)
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こども青少年局)
- ・乳幼児健診(こども青少年局)
- ・産婦健診(こども青少年局)

子育て家庭



教育委員会事務局

学校、教職員への対応支援により、児童、生徒とその保護者を支援する事業を実施

- ・児童虐待相談窓口の設置
- ・研修の実施
- ・児童虐待発見時のフローチャートの周知
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・学校問題解決支援事業

健康局

- ・市立病院での児童虐待が疑われる患者への対応
- ・小児慢性特定疾病病児等への相談会等業務
- ・依存症相談業務(アルコール・薬物等)

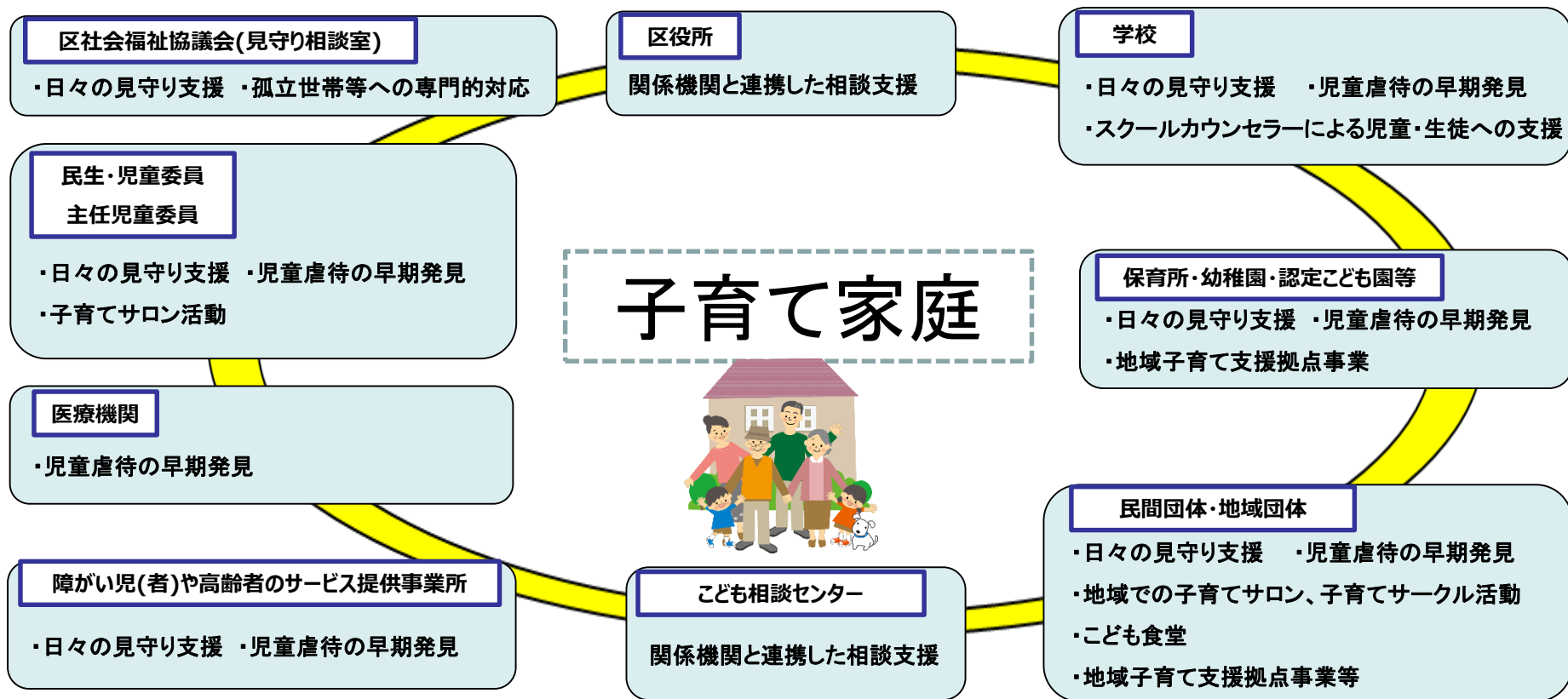
消防局

- ・緊急性の高い虐待通報に対して、こども相談センターの要請に応じて消防隊出動
- ・上記の内容に相当する119番通報を受信した場合、当該児童の安全確認のため消防隊を出場させる とともに、速やかにこども相談センターに連絡

()内は関係局

大阪市の児童虐待防止体制に係る事業や取組②

地域、外部機関との連携した取組みによりすべての子育て家庭を支援



地域で見守り支援することで児童虐待の発生予防・早期対応を図る

大阪市の児童虐待防止体制に係る事業や取組③

【参考】児童虐待の早期発見にも効果的な事業

7区モデル実施

大阪市こどもサポートネット事業

- ・学校が作成するスクリーニングシートにより、教員の気づきを「見える化」する仕組み
- ・支援の必要なこどもとその世帯を発見し、区役所(保健福祉センター)・地域等の支援につなぐ

モデル区: 此花区、港区、大正区、浪速区、生野区、住之江区、平野区

こども貧困対策事業

3区モデル実施

総合的な相談支援体制の充実事業

- ・地域における見守り活動や相談支援機関等との連携により、一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた支援困難事例を適切な支援につなぐ仕組み
- ・区保健福祉センター職員が中心となり、関係者が一堂に会し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催し、支援困難事例の課題解決を図る

モデル区: 福島区、東淀川区、平野区